

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年2月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系排ガス冷却機の漏えい確認において、排ガス冷却機(B)の容量制御弁のフランジ部より、フロンガスの微少漏えいが認められたため、当該弁フランジのパッキンを交換。	D	
2	1号機	補機冷却海水系海水バイパス系統水張りにおいて、ベント弁と下流配管との取合いフランジ部から海水漏えいが認められたため、対応検討。	D	
3	1号機	加熱蒸気及び戻り系海水熱交換器建屋凝縮水移送ポンプ(A)電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
4	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室開閉器盤点検において、計器用変圧器盤(A)の端子台カバー固定用爪に破損、電線管貫通部シール材処理不良及び中性点接地変圧器盤(B)盤内の塗装に剥離が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
5	1号機	原子炉冷却材再循環流量制御装置のシステムコントローラー(A)において、不具合事象が認められたため、調査及び対応検討。(警報出力表示なし)	D	
6	1号機	主発電機軸受けケース下部油配管点検作業において、協力会社作業員が軸受け養生用ブリキ板で右膝部を負傷(切傷)したため、当所処置室にて止血処置を行った。なお、当該作業員に放射性物質による汚染はなし。	D	
7	1号機	第1、2、3(A)給水加熱器保温材及び外装板点検において、劣化が認められたため、対応検討。	D	
8	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 4シリンダピストンピン外径寸法に判定値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備シリンダー(4、8、13)の排気弁ケース点検において、冷却水継手短管取付部リング接触面に腐食が認められたため、当該ケースを交換。	D	
10	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備シリンダー(13、17)の排気弁点検において、冷却水継手短管取付部リング接触面に腐食が認められたため、当該継手を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)反カップリング側胴体カバー取り外し時において、締付けボルト・ナット1箇所にかじりが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
12	2号機	主復水器連続洗浄装置海水循環運転時において、循環工程が停止する事象が確認され、ボール循環ポンプ(B、E)の封水圧カスイッチの動作不良又は計装配管の詰まりが考えられることから、当該圧カスイッチの点検及び計装配管を清掃。	D	
13	3号機	主復水器連続洗浄装置(C系)貝・分離器(C1)貝排出弁(空気作動)点検において、駆動部シリンダー内面及びピストンに摺動傷が認められたため、当該駆動部を交換。	D	
14	3号機	高圧炉心スプレイ系定例試験時、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプ吐出圧力計(現場)に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検。	D	
15	1,2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋屋上の排気ダクト点検用仮設足場の解体作業時において、足場用単管パイプ(3m)1本を地上面(玉砂利面)に落下させたことが認められたため、当該作業を中止、対応検討。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353